

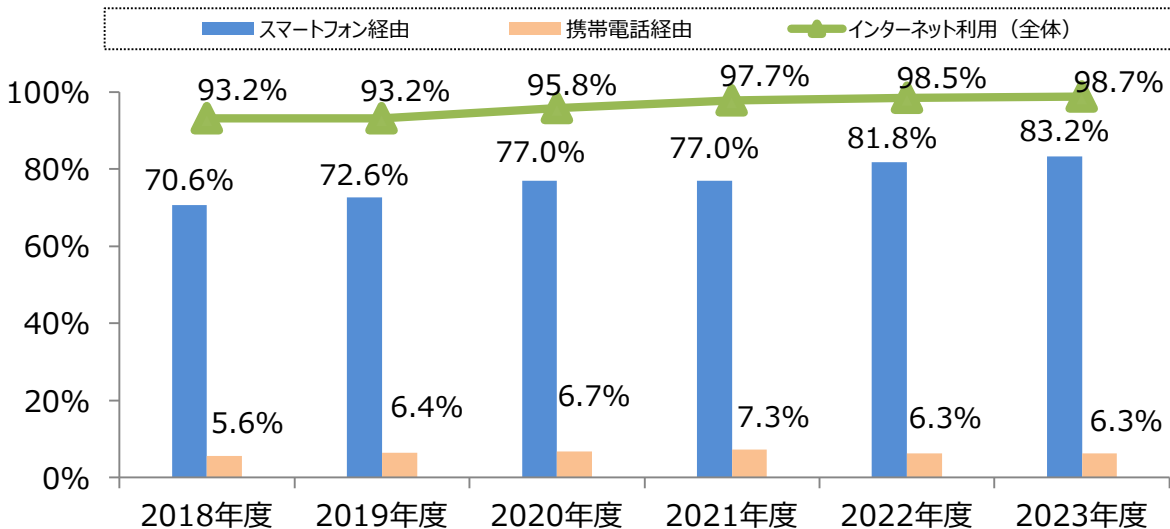


SPSIにおける青少年保護規定に関する 検討の方向性

令和 6 年 12 月 20 日
事 務 局

- 青少年によるスマホ等を利用したインターネット利用率は9割以上で高止まりしており、利用の長時間化が顕著である。
- 青少年のスマートフォンの利用内容としては、「動画視聴」「情報検索」「コミュニケーション」「ゲーム」等が多い。
- SNS等で被害にあった青少年（18歳未満）の数が高止まりしている。

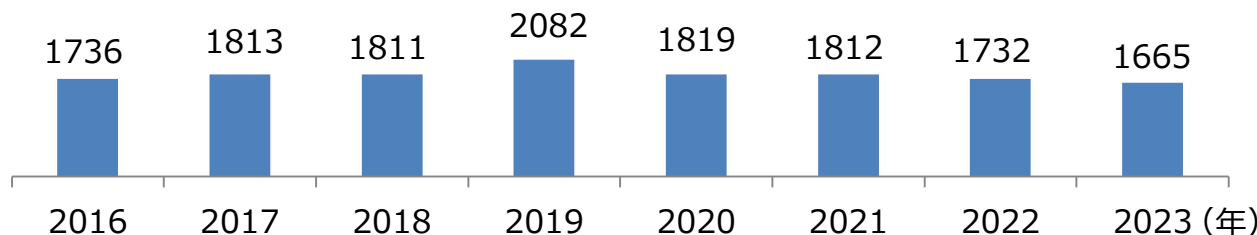
【青少年（満10歳～満17歳）のインターネット利用状況】



(注) 令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更。令和2年度までは、次の15機器。「スマートフォン、格安スマートフォン、子供向けスマートフォン、契約切れスマートフォン、携帯電話、子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ」（令和3年度はテレビの例を一部変更修正）

出典：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」のデータに基づき、総務省作成

【SNSで被害にあった青少年（18歳未満）の数】



○ インターネットの平均利用時間（平日1日当たり、2023年度）
高校生 374.2分、中学生 282.1分、小学生 226.3分

○ スマートフォンの主な利用内容（2023年度）

高校生	動画を見る (93.6%)
	音楽を聴く (92.6%)
	投稿やメッセージ交換をする (89.6%)
	検索する (88.6%)
中学生	動画を見る (88.0%)
	検索する (83.0%)
	投稿やメッセージ交換をする (84.9%)
	音楽を聴く (79.2%)
小学生	動画を見る (75.8%)
	ゲームをする (66.5%)
	検索する (60.6%)
	音楽を聴く (50.1%)

出典：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」のデータ

※被害の例は、青少年保護育成条例違反、児童ポルノ、児童買春 等

出典：警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(H21年4月1日施行/H30年2月1日改正法施行)

基本理念（第3条）

青少年の適切なインターネット活用能力習得

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導（国等は支援）

基本計画の策定（第8条）

こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、その実施を推進する。

携帯電話事業者等の義務（第13条～第16条）

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年（18歳未満の者）かどうかを確認（第13条）

フィルタリング説明義務

①インターネットの利用により青少年有害情報を閲覧するおそれがあること
②フィルタリングの必要性と内容を青少年（契約締結者が保護者の場合は当該保護者）に対して説明（第14条）

フィルタリングサービス提供義務

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年の場合、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリングサービスの利用を条件に通信サービスを提供（第15条）

フィルタリング有効化措置義務

通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、保護者が希望しない場合を除き、販売時にフィルタリングを有効化（第16条）

第6次基本計画の概要

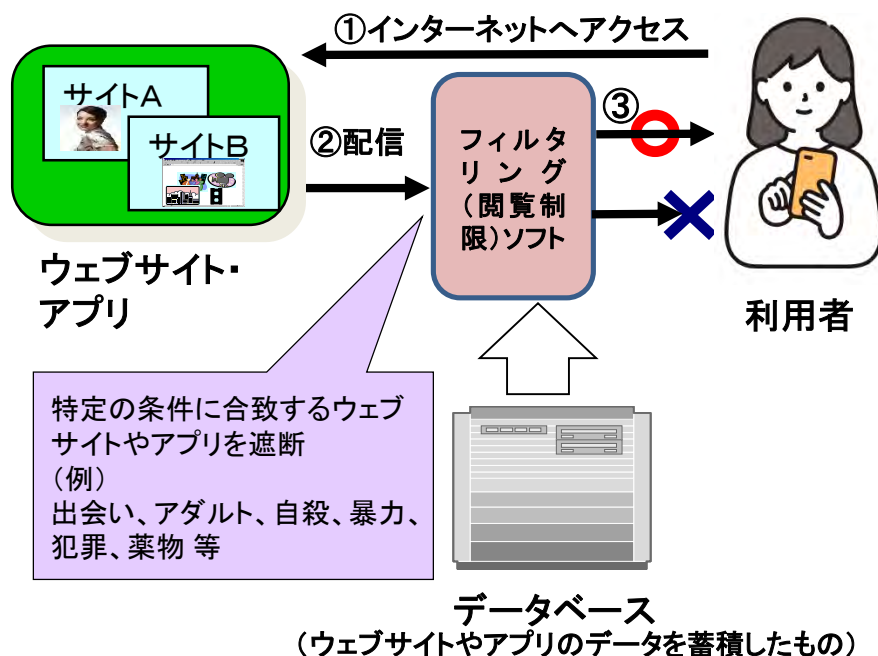
〔令和6年9月9日こども政策推進会議決定〕

背景：インターネット利用の低年齢層化、生成AIの普及、偽・誤情報の流通や拡散 など

- ① **利用制限から利活用前提へ**（青少年が自立的・主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進）
- ② **低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化**（技術的手段による青少年保護の推進）
- ③ **ペアレンタルコントロールの重要性**（教育的手段による青少年保護の推進）

- 携帯電話事業者等には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている。
- また、OS事業者においても、Webサイトへのアクセスの制限、アプリのインストールや利用の制限、利用時間の管理等ができるペアレンタルコントロール機能が提供されている。

携帯事業者が提供するフィルタリング



OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能

■ Webサイトへのアクセス制限

- ・アダルトコンテンツと判定されたWebサイトへのアクセスの制限
- ・指定したWebサイトのみへのアクセスの許可を可能とする。



■ アプリの使用制限

- ・成長度合 (年齢) に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

(例)

レート	内容
4+	不適切なコンテンツは含まれない
9+	9歳未満の子どもに不適切
12+	12歳未満の子どもに不適切
17+	17歳未満の子どもに不適切



スマートフォンの利用における青少年の保護の観点から、SPSIにおいてどのような内容を定めるべきか。

基本的な考え方

- 青少年の安心・安全なインターネット環境整備に関しては、インターネットを適切に利用するための啓発活動や、青少年を有害情報の接触から守るために有効な手段であるフィルタリングの利用促進に向けた取組が中心となっている。
- 青少年のスマートフォン利用が急速に浸透している現状や、第6次青少年インターネット環境整備基本計画（本年9月9日決定）において「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方針が示されていることを踏まえ、青少年の適切な利活用を促進することを前提として取組を考えるべきではないか。

検討の方向性

- スマートフォン利用実態を踏まえると、まずは、アプリの利用・導入における青少年保護の在り方について検討すべきではないか。
- 海外の取組、民間事業者の取組も踏まえて、アプリ市場の健全な成長などとバランスを取りつつ、青少年保護の観点から、アプリ提供事業者、アプリストア運営事業者、OS提供事業者の各関係者の役割を踏まえた検討を進めるべきではないか。

- ・アプリケーション提供事業者が青少年保護の観点から取り組むことが望ましい事項として、以下の点を検討してはどうか。
- ・その他取り組むことが望ましい事項は無いか。

- アプリ提供事業者は、青少年向けアプリに、どのような内容を含まないようにすることが望ましいか。
- アプリ提供事業者は、青少年向けアプリに、どのような機能を備えることが望ましいか。
【想定される例：不適切な投稿の防止機能、利用者からの通報機能、不適切な言動を行う他の利用者のブロック機能、その他】
- アプリ提供事業者は、アプリの内容以外について、どのような機能に留意することが望ましいか。
【想定される例：アプリ外へのリンク、課金要素、その他】
- アプリ提供事業者は、アプリで表示される広告について、どう考えるか。
【想定される例：青少年に不適切な内容が表示されない機能、その他】

- ・アプリストア運営事業者が青少年保護の観点から取り組むことが望ましい内容として、以下の点を検討してはどうか。
- ・その他取り組むことが望ましい事項は無いかな。

内容

- アプリストア運営事業者は、自らのアプリストアに掲載するアプリに関してレーティングやカテゴリ分けで留意すべきことは何か。
【想定される例：国際的な基準その他の合理的な基準】
- アプリストア運営事業者は、青少年保護の観点からアプリの審査を行う場合、どのようなものを審査することが望ましいか。

手続

- アプリストア運営事業者がアプリの審査を行う場合、審査の手続について留意すべきことは何か。
【想定される例：審査要件の設定・公表、標準処理期間の設定・公表、掲載拒否の場合の結果の通知、掲載拒否の場合の利用者への通知、利用者の通報窓口の整備、その他】

- ・OS提供事業者が青少年保護の観点から取り組むことが望ましい内容として、以下の点を検討してはどうか。
- ・その他取り組むことが望ましい事項は無いかな。

内容

- OS提供事業者は、青少年保護の観点からアプリストアに掲載を希望する個別アプリに関して、アプリストア運営事業者の審査とは別に、審査を行う必要はあるか。
- 仮に上記の場合で審査を行うとして、どのようなものを審査することが望ましいか。
- 仮に上記の場合で審査を行うとして、審査において留意すべきことは何か。

手続

- OS提供事業者がアプリの審査を行う場合、審査の手続について留意すべきことはどういうものが望ましいか。
【想定される例：審査要件の設定・公表、標準処理期間の設定・公表、掲載拒否の場合の結果の通知、掲載拒否の場合の利用者への通知、利用者の通報窓口の整備、情報提供、その他】